「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第六項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第七項の表及び同条第八項の表中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第九項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十項の表及び同条第十一項の表中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十二項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十四項の表及び同条第十五項の表中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十六項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十七項の表中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第二条の四第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同条第二項の表中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

第二条の四第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同条第二項の表中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

第二条の五中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

第三条第三項中「国以外の相手国」を「相手国等以外の相手国等」に改め、同項第一号中「相手国との」を「相手国等との」に改め、同条第九項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令」に改める。

第四条の二第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第五条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第六条第二項第一号中「租税条約の我が国以外の締約国」を「相手国等」に改め、「当該」の下に「相手国等との間の」を加え、同項第二号中「租税条約の我が国以外の締約国」を「相手国等」に、「我が国以外の締約国の」を「相手国等の」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（国税通則法施行令の一部改正）

第二条　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同条第三号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

一　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第三項第四号

二　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九条第三項第四号

三　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第四条第一項

四　母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第三十四条第二項

五　児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第三条第一項

六　災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）第四条

七　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）第五条第一項

八　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第五十二条第一項の表第六条の二第一項の項

九　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）第四条第一項

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第四条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令」に改め、同条第十六号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第五条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第二十九条の七第五項第一号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

（国民年金法施行令の一部改正）

第六条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第六条の十一及び第六条の十二第一項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第七条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第十八条第四項第一号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

財務大臣　菅　**直人**

内閣総理大臣　鳩山由紀夫